

（午後1時00分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、3番 南出君。

〔3番（南出昌彦君）登壇〕

○3番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。昼一の質問ということで、よろしくお願いします。

今年、何か橋本産の柿、結構ようさん食べていまして、ほんまにおいしいなと思っています。ほんで、最近になって橋本産のミカンもよう食べるんですけど、生産者の人に聞きますと、糖度が13度か14度ほどあるということで、有田の味一に負けらんぐらいの甘さかなという感じで、また橋本市の特産品になったらいいのになというふうに思っております。よろしくお願いします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、壇上からの質問をさせていただきます。

今回は2項目ということで、一つ目の項目、子どもの幸福度の向上についてということで、昨年9月に7年ぶりに公表された、ユニセフが先進38か国で子どもの幸福度について調査した結果において、日本は国民皆保険で医療レベルも高く、死亡率などが低いこともあって、身体的健康は1位でしたが、生活の満足度が高いと答えた割合や自殺率の数値を比較した精神的幸福度は37位と、調査対象国中ワースト2位であったということです。

子どもの幸福度の向上について、お伺いいたします。

一つ目。ユニセフの調査では、日本は生活に満足していると答えた子どもの割合が最も低い国の一つでした。いじめは長期的に子ど

もたちの人生に影響するという調査結果もあり、50歳になってもその人の社会的な関係や心身の健康に多大な影響を及ぼすと言われて

います。頻繁にいじめを受けている子どものほうがそうでない子どもより生活満足度が低いという結果が、全ての国で示されました。日本については、頻繁にいじめられている子どものうち生活満足度が高い子どもの割合は、調査対象となった国々の中でほぼ最も低い割合でした。自殺率も平均より高く、その結果、精神的幸福度の低いランキングとなりました。

日本の子どもの精神的幸福度の低さについてどのように考えられているか、お伺いいたします。

二つ目。現在の全国でのいじめの認知件数と比較して、本市における小学校・中学校の子どものいじめ件数及び傾向はどのようになっていますか。また、本市でのいじめの定義も併せて教えていただきたく、お伺いいたします。

それから、大きな二つ目。市所有の未利用地を活用した市民の森の設置について、お伺いいたします。

本市の森林面積は総面積の55.6%を占めており、森と密接に関わり合った暮らしを送る中で、森の恵みを生かし、文化を築き、そして、橋本市に生きる私たちの心の中には、森のある風景を懐かしみ、誇りと感じ、大切に思う郷土愛や自然愛が受け継がれてきました。

本市森林の役割としては、経済的機能はもとより、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されることが期待されており、生活に密着した憩いの場、健康的な活動の場としての森林を生かした森林資源の有効利用

を推進することとしています。

緑の基本計画の基本理念にもあるように、「みんなで守り育てる水と緑にゆったりとふれあいながら散策できるまちに」を実現するための具体策についてお伺いいたします。

①時代とともに、市民のゆとりや豊かさに対する価値観や判断基準は大きく変化し、公共が担うべきサービスの分野とその内容の見直しが求められています。また、公共施設におけるサービスの提供は、利用機会の平等性と受益者負担の公平性が求められます。

そのため、身近な地域の活動拠点の過不足や全市的な利用を図る施設の存在をはじめ、道路や公共交通等の交通利便性など総合的な観点から、施設配置のバランスを検証する必要があると思います。

橋本市緑の基本計画にもある、市民に身近な、「みんなでも守り育てる水と緑にゆったりとふれあいながら散策できる」緑地や公園等についても設置バランスの検証が必要と考えますが、どのように考えているか、お伺いいたします。

二つ目、橋本市緑の基本計画においては、緑の課題において、「自然観察やハイキングなどの自然との触れ合いの場として活用していく必要がある」との課題を挙げています。高齢化が進む中、現状では交通利便性に大きな課題のある緑の拠点等の緑地公園は全市民が平等に利用することが難しく、今後も郷土愛や自然愛が受け継がれ、住み続けたいと思える身近な憩いの場、自然と触れ合える場づくりが必要と考えますが、どのように考えているか、お伺いいたします。

以上、二点について、壇上からの質問とさせていただきます。明確なご答弁をお願いいたします。

○議長（小林 弘君）3番 南君の質問項目1、子どもの幸福度の向上に対する答弁を求

めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）子どもの幸福度の向上についてお答えします。

まず、一点目の、日本の子どもの精神的幸福度の低さについて述べさせていただきます。

昨年9月のユニセフの報告において、日本の幸福度の総合順位は38か国中20位であり、分野ごとの内訳を見ると両極端な結果が混在し、身体的健康は1位でありながら精神的幸福度は37位という最下位に近い結果となっています。

日本は生活に満足していると答えた子どもの割合が最も低い国の一つである上、自殺率も平均より高く、その結果、精神的幸福度の低いランキングとなっています。それぞれの国の文化や気質の違いもあり、原因も経済、環境、教育等様々であることから、一概に他国と比較はできませんが、この報告書から、日本の子どもの精神的幸福度の低さの要因が三点考えられます。

一つ目は、いじめです。いじめと生活満足度の関係を分析した結果、日本の生徒は、いじめの経験が生活満足度に比較的大きな影響を及ぼすことが分かりました。

二つ目は、学校への帰属意識です。帰属意識とは、人間がある団体の一員である、所属しているという自覚、意識を指します。学校への帰属意識と生活満足度には深い関係性があることが分かっており、中でも日本の子どもたちは、学校への帰属意識が低いと生活満足度の低下が著しいことが示されています。

三つ目は、友達づくりの容易さです。社会的スキル分野で注目された指標の中で、容易に友達をつくれると思う子どもの割合が考察され、日本の15歳で容易に友達がつくれると感じている生徒は69%でした。この結果は他

国と比べて低く、日本には友達をつくりづら
いと感じている生徒が相対的に多いことが示
されています。

これらのことから、教育の在り方と子ども
の精神的幸福度は深い関係性にあることが分
かります。このことを踏まえ、学校において
は、学習指導要領に示されている、子どもの
主体性を尊重したり自己肯定感を高めたりす
る取組がより一層重要であると考えます。

教育委員会としても今まで同様、学校と保
護者や地域が一体となり、学校生活全体の中
で自他ともに大切さが認められていることを
子ども自身が実感できるような取組を積極的
に推進していきます。

次に、二点目の、いじめの認知件数等につ
いてお答えします。

本市において、「いじめとは、児童等に対し
て、当該児童等が在籍する学校に在籍してい
る等、当該児童等と一定の人的関係にある他
の児童等が行う心理的または物理的な影響を
与える行為、これにはインターネットを通じ
て行われるものも含まれます。であって、当該
行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ
ているものをいう」と定義しております。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断
は表面的・形式的に行うことなく、いじめら
れた児童生徒の立場に立つことが基本であり、
この際、いじめには様々な対応があることを
踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく組織的
に観察するなどして判断することになってい
ます。

また、本市では各学校で年3回以上のいじ
めアンケートを実施し、軽微なことにも教員
が子どもに耳を傾け、いじめの早期発見、早
期解決に向けて取り組んでいます。このアン
ケートによる令和2年度のいじめの認知件数
は、小学校では978件、中学校では16件とな
っています。小・中合わせて1,000人当たりの認

知件数は、全国では39.7人に対し橋本市では
約240人の認知件数となり、全国と比較すると
かなり多いと感じられるかもしれませんが、
これは、常に教員が授業等を通じて子どもの
仲間づくりや人間尊重の大切さを教えている
ことから子どもの人権感覚が高められている
ものと認識しています。

今後も教員が子どもの変化を注意深く観察
し、引き続きいじめの防止と解決に向けて取
組を進めていきます。

○議長（小林 弘君）3番 南出君、再質問
ありますか。

3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。
ました。

教育長の答弁の中に、やはり精神的幸福度
の低さというのはいじめが非常に大きな要因
になっているというふうなご答弁をいただき
ましたので、いじめのことについて、二、三
点質問させていただきたいと思えます。

橋本市は1,000人当たりのいじめ件数が多
いということなんですけども、いじめを予防
するという観点からいきますと、いじめは人
間として絶対許されないという意識を一人ひ
とりの児童生徒に徹底していかなければなら
ないということが大事ななというふうに思
います。

そこで、全国的には弁護士によるいじめ予
防授業をするというような地域もございま
す。いじめがエスカレートするとどうなるのかと
いうことで、過去のいじめの自殺事件を紹介
するという取り組みをしている学校もござ
います。

本市においてですけれども、安心安全で健
全な子どもを育てるために、本市の学校では
いじめの予防の授業を実施されているのか、
また、それはどのような理由、どのような授
業か、お伺いいたします。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）いじめを予防するような授業についての再質問についてお答えさせていただきます。

まず、一番大切なことは、子どもの人権感覚を研ぎ澄ます、そんなことを身につけることが大切であると考えています。自分の行為に対して、また、他人の行為に対して、それはどうなんだ、おかしいんじゃないかと思える子どもを育てるということです。

そのために、週1回ある道徳の時間の指導はもちろんです。学校教育全体で行っていただきます道徳教育、そして人権教育、今、議員の紹介もあった弁護士による授業というのは行ってはおりませんが、県警によるキッズサポートスクールというような事業はどこの学校においても行っております。

また、情報モラル教育ということで関係機関から講師を招聘して、子どもに、または教員に対して講演を行ってもらっているというような、そんな取組も行っているところです。

とにかく子どもたちにつけなければならないのは、一人ひとり人権感覚をしっかり高めていくことです。子どもの世界で起こっている事例を取り上げながら、先ほど述べたような事業を進めておるといのが現状であります。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今年に入っても本当に子どもがいじめが原因で亡くなっているケースが多く見られます。橋本市においては絶対そんなことはあってはならない、なかってほしいという気持ちが強いわけなんですけども、大人がいじめたり差別をしたりするといったいじわるな行為をするには幾つかの原因があると言われていきます。大人ですら立場の弱者に物理的・精神的に理不尽な攻撃を行ったりということも

するケースがあるということですが、子どものいじめにはどのような原因があるのか、分析されていると思います。

そんな中でですけども、日本は本当にいじめが深刻な状況です。子どもの7割がいじめの加害者、8割が被害経験者ということですけども、一刻も早く最優先課題としていじめ問題に向き合い、構造的にも解決していく道を探る必要があると思いますけれども、本市の考え方について、どのように考えられているか、お伺いいたします。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）いじめについては理由があるという話もありますけれども、どのような場合においてもいじめは許さないという立場を堅持すること、これが一番大切なことであると考えます。

子どもの悩みを、その上でしっかり聞くこと、そして、聞くといっても本当に、大人の目線で聞くのではなくて子どもの目線からしっかり傾聴してあげること、そして、しっかり守られているんやでということ伝えていくこと、こういう取組を丁寧に行うことが大切だと、そんなふうなことを基本的な立場としております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）一つ、ユニセフの調査の中ですごく考えさせられる調査がありました。その調査項目は、日本は困ったときに頼れる人がいると答えた人の割合が最も低い国の一つやったということです。これは家庭にも関係し、学校だけの話ではないと思いますが、本市の各学校では、いじめを受けた子どもが重大事態になる前に相談できる体制づくりをどのように整備されているのか、整えているのか、お伺いいたします。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど壇上からの答

弁でもさせていただきましたが、各学校においては少なくとも3回、多いところでは毎月、いじめのアンケートというのを行っております。自分はされたことがありますかということだけではなくて、そういう場面を見たことがありますかとか、そういうことに関して、いじめのことにに関して何か伝えたいことはありますかというような、そういう項目もございます。

とにかく子どもたちの声を聞き取るということでそのアンケートを実施しており、その一つ一つに教師が、どういうことなのかということ子どもから聞き取る、そういう方法で対応しております。ですから、特に小学校において、先ほどの壇上からの答弁でもありましたが、いじめの認知件数が多いというのはそういうところにあります。小さいことでも捉えて、しっかり聞く、そんな取組をしてございます。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

いじめが発生したときの対応ですけども、そのときの対応について一点お伺いしたいと思います。いじめられた児童生徒への支援の在り方なんですけども、私も以前の学校の、いじめられた児童生徒への支援の在り方には非常に疑問を感じるころがありました。最近というか現在ではどのような体制で対応しているか、お伺いいたします。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）各学校にはいじめ防止の基本方針、これは教育委員会にも持っているんですけども、その基本方針に基づき対応するというのが原則となっております。

アンケート、それ以外にも、児童生徒が教師に訴えてきた、また、保護者に訴えた、そういう事例がありましたら学校で共有し、その事実関係を捉える。そして、その捉えたこ

とに対してしっかり子どもの話を聞いて対応していく。それが、子どもの中で解決できるものは子どもの中で解決させてあげる。そして、保護者にきちっと伝えなければならないようなことがあれば保護者にもお願いする。そういったことで、対応についてはマニュアルに沿った形で各学校対応しております。

とにかく子どもの心をしっかり捉えて、それをいち早く、いじめられているという思いを取り除くという行為を、子どもを取り巻く大人が子どもを中心にして考えていくということを基本に対応しておりますし、これからもそのように対応していきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）本当に、昨年9月の調査については精神的な健康は37位であったわけなんですけども、ぜひこの37位が一つでも早く改善できるように、また現場でもよろしくお伺いしたいと思います。

そんな中で、特に小・中・高校から報告があった2020年度の自殺した児童生徒の数が415人であったということで、調査開始以来最も多かったという結果が出ています。

いじめ防止法は重大事態のための法律だというイメージが広がっていますが、一番の思いは、いじめは起こるという前提で、構造問題を乗り越えた実効性のある対策を行い、いじめで子どもが死ぬことをゼロにすること、そして、本市はどのように重大事態のようなことを絶対起こさない、実効性のある具体策を講じているか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほどからもお話しさせていただいていたことと重なるんですけども、小さいことでも、しっかりこのことは駄目なんだということ子どもと共有すること、そして、子どもの中で考えさせること、

そして、そのことを子どもを取り巻く大人も理解すること。小さいことでも駄目なんだ、これでも駄目なんだということをしっかり捉えることが一番大事なことだと思います。

それを日頃の人権感覚を育てる教育でも行っていかなければならない。けれども、起こってしまったときには、しっかり子どもの話を聞いて、一つ一つ解決できるように、子どもを中心にした取組を大人がしっかりしていくこと。絶対にスルーするようなことのないように取り組んでいく、そのつもりでこれからも取り組んでいきたいと思っていますし、各学校にもこのことはいま一度、校長会等を通じてでも話をしていきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。教育長の何か強い決意みたいなものを聞かせていただきました。本当に、子どもがほんまに幸せに成長できるように、これからもよろしくお願いいたしまして、一つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、市所有未利用地を活用した市民の森の設置に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）市所有未利用地を活用した市民の森の設置についてお答えします。

まず、一点目、緑地や公園等の設置バランスの検証ですが、公園、緑地については、市街地周辺の自然と触れ合える公園として、杉村公園、高野口公園、丸山公園、恋野地区にある市民の森を位置づけ、スポーツを拠点とした橋本運動公園、住吉運動公園を中心に、紀の川河川敷を利用した向副、南馬場、神野々緑地を配置しています。

設置バランスについては公園の規模等も勘案しながら随時検証していきたいと考えますが、現状の施設をより安全、安心して利用していただくため、適切に維持管理していきたいと考えています。

次に、二点目の、住み続けたいと思える身近な憩いの場、自然と触れ合える場づくりについてお答えします。

森林や紀の川等の自然環境は本市の特徴であり、市民の居住の魅力となっています。身近な地域の環境づくりは住環境の向上だけでなくシビックプライドの醸成にもつながることから、今後、市所有の未利用地などの活用も視野に入れ、各地域と合意形成を図りながら、市民、企業、行政が協働して取り組む必要性を感じています。

○議長（小林 弘君）3番 南出君、再質問ありますか。

3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ここでちょっと画像のほうを見ていただきたいと思います。ちょっと小さいですけども、これは緑の基本計画の緑の将来像図ということです。

小さくて申し訳ないんですけども、緑の丸、黄色の丸、それから、ピンクの丸、青の丸というのがあります。例えば緑の丸は高野口公園であるとか、それとか丸山公園、杉村公園、そして不動山の巨石等が緑の拠点になります。それから、スポーツの拠点については、橋本市運動公園などがスポーツの拠点というふうな形になっております。そこへ歴史の拠点、水の拠点がたくさんありまして、橋本市の緑の基本計画というのが一つの図で表されていると思います。

本市では、春は高野口公園、丸山公園、杉村公園、隅田の丸高稲荷神社、恋野の稲荷山、学文路運動公園などの桜、また、真土、山内などの菜の花や菖蒲谷の子安の地藏さんの藤、

恋野のチューリップ、それから、夏は真土のスイレンやヒマワリ、恋野のアジサイ、秋は真土のコスモス、杉村公園、紀ノ光台の紅葉と、橋本、紀見をはじめ各地区に花のきれいなところがあると思います。

代表的な公園として橋本運動公園、杉村公園、高野口公園などがあるということですが、緑の基本計画の基本方針に、「みんなで緑をつくり育てます」とあり、都市公園などの充実や公共建築物などの緑化などに努めるとしています。

そこで、質問をさせていただきます。

公平性というところで、地方自治法第244条においては、公共施設におけるサービスの提供は利用機会の平等性と受益者負担の公平性が求められるということがあります。人口減少が進んできて、高齢化も進んできてですけども、そんな中でやっぱり安らぎやコミュニティーの場というのが充実していかなければならないのかなというふうに思います。

先ほど壇上で設置バランスのお話をしましたけれども、市民全員が利用する大きな自然がある公園をこれ以上増やしてほしいよと言っているのではありません。住民が春夏秋冬、四季を通じて色とりどりの花や紅葉を楽しめる、ちょっとした自然を楽しめる場所が市内各地域に平等に割り振られることが必要と考えています。

先ほどの緑の将来図を見ていただきますと、単刀直入に言いますと、山田地区であるとか学文路地区にはそのような緑の拠点になるような施設、また、緑地がないように思います。

そこで、まず確認したいんですけども、森林が住民に与える効果について当局はどのように考えているのかについて、まず伺います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ご質問にお答

えさせていただきます。

林野庁のホームページ等には、森林の有する機能として、木材や林産物などを生産する物質生産機能は当然のことながら、土壌保全機能、水源涵養機能、地球環境保全機能、快適環境形成機能、生物多様性機能、保健レクリエーション機能、文化機能があるとされています。つまり、森林が持つ機能は、生産活動の拠点というだけではなくて、教育・文化的な活用や森林浴や散策などを通じての、いわゆる癒しなどを与える機能を持っており、規模の大小に関係なく、地域の住民の皆さんに直接よい影響を与える効果もあると考えています。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

やっぱり55%の森林が、ごく昔から当たり前のように緑が充実している橋本市ですけども、それでは、続けて質問させていただきます。

癒やし効果を持っている森林環境を持った場所づくりは必要と考えますか、お伺いいたします。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）平成24年度の橋本市緑の基本計画の策定にあたって住民アンケートを実施していますが、住民の緑に対する満足度は、市域全体の緑、身近な緑のどちらも満足度が高い結果となっています。

自然環境が充実した癒やし空間の整備により郷土愛やシビックプライドが市民に醸成されるということは、まちづくりの観点からも必要であるとは考えますが、設置や管理、全ての部分を行政のみで実施することは厳しい状況であると考えます。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

壇上の答弁での、市民に癒やしを与える場所

づくりの必要がある、それから、森林の効果と必要性について必要との答弁をいただきました。ありがとうございます。

今後、設置の可能性はどうかというふうにちょっと期待も膨らむんですけども、今、なかなか行政だけではというお話もありましたけど、具体的な手法としてどのようなことが考えられるのか、教えていただければと思います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今後、設置の可能性ですが、規模や具体的な手法によって異なると考えています。例えば、公益財団法人和歌山県緑化推進委員会が毎年行っている緑の募金事業において、営利を目的としない自治会やボランティア団体が実施する地域の森林整備や緑化活動に対しては交付金を活用できます。これらの事業を活用しながら年次計画的に植樹などを行い、癒やしの空間をつくることは可能であると考えています。

しかしながら、行政が主体となって新たな空間を設置することに関しては、現在のところ、そのような計画はございません。今後、住民の皆さまからの要望に基づき、財源、それから民間との協働などを含め、計画的に進めていく必要があると思います。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今、市の予算を使わずに、緑の募金事業というのがあるということをお教えいただきました。これを活用してということの中で、過去5年間の緑化実績、事業内容やどの地域で実施されたのか、説明できる範囲内で結構ですので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、緑の募金事業につきましては、毎年2月の区長理事会において区長さん方をお願いをして、緑の

募金を集めさせていただいています。期間としては3月1日から5月の末までです。

ここ5年間の募金の状況ですが、毎年約200万円ずつぐらいが集められています。併せて、その募金を集めた、では使っていただくために、改めて6月に区長理事会を開催していただいているところに、事業の説明に参っております。

先ほどもお答えさせていただきましたが、公共施設もしくはそれに準じる施設の緑化であるとか、地域住民の皆さんが利用することを目的とした森林の整備、それから、地域住民の皆さんが緑化推進を目的として行うイベント等に対してです。1事業当たり40万円でございます。

これについては単年度ではありませんでして、計画的に事業を実施されている団体等もございます。詳細な、購入できるものであるとか、それから苗木、樹木の上限であるとか、そういったところを詳しく説明しながら、地域の皆さんにご利用いただいています。

利用いただいております実績ですが、平成28年度から申し上げますと、28年度、約190万円、それから29年度は約325万円、平成30年度は約380万円、令和元年度は約290万円、令和2年度は約325万円で、5年間で1,500万円を超えています。募金額以上の実績が本市ではあって、和歌山県全体で集められている募金をも含めて活用させていただいているというものです。

具体的な実績ですが、文化スポーツ振興公社においては高野口公園や丸山公園の植樹、それから、市民憩いの広場維持管理委員会による樹木の整備等、それから、市内保育園や幼稚園等でもご活用いただいているということです。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）詳しい説明ありがとうございます。

ございました。本当に分かりやすい説明で、よかったなと思うんですけども、何か今の全体を通しての話を聞いてみますと、やはり行政だけでは駄目だと。やっぱり市民と一体となって市民の憩いの場作りというのが実現するならば、市民もやっぱりしっかりと取り組んでいく必要があるというふうなお話であったかと思います。

本当に、今まで農地が一つの緑になっていたわけなんですけども、これから担い手不足、いろんな状況から考えますと、農地の環境も非常に変わってくると思います。

そういう意味では、市民が本当に住み続けたいと思えるような緑の基本計画に基づいた拠点づくりというのが必要かなと。やはり身近なところで散策できる、ちょっと足を運んで、癒やし効果、セラピー、いろんなことで安らげるような緑地が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

本来でしたら市長の答弁もいただきたいわけなんですけども、今回はちょっと我慢しまして、最後に、市有地を活用するのにもいろいろな様々な事情があるのは承知しております。これまでの取組の理解は十分しているんですけども、緑の基本計画に基づいてしっかりと進捗を把握するとともに、全ての市民が平等に自然に触れ合える機会というのを得られるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

具体的な場所とかいろんなことについては、今後またいろいろ、市民の方からも提案があるかも分かりませんし、私もまたいい案が浮かんだら提案もさせていただくかも分かりませんので、その際は十分、できましたら前向きな検討をよろしく願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（小林 弘君）3番 南出君の一般質

問は終わりました。

この際、1時55分まで休憩いたします。

（午後1時42分 休憩）